

番号	内容	関係条項
24	土地区画整理事業を行う場合に開発許可は必要か	法第 29 条

土地区画整理事業の施行として行う開発行為については、都市計画法第 29 条第 1 項第 5 号の規定により開発許可は不要です。ただし、その区域内であっても、事業の完了後に、土地の所有者等が土地区画整理事業とは別個に開発行為を行う場合は、開発許可が必要です。